

専攻分野の名称	教育学
専攻の区分	教育学

テーマ名：大学通信教育における「特修生」に関する教育法的・制度論的検討

キーワード科目： 現代学校論、教育原論Ⅰ、変わる社会と大学

氏名： 松本 肇

— 目 次 —

第1章	はじめに	.....	1
第2章	「個別の入学資格認定制度」と「特修生制度」の意義	.....	2
第3章	「特修生制度」を有する大学通信教育	.....	6
第4章	「特修生」を経て大学通信教育を卒業した者の「大学入学資格性」	.....	9
第5章	私見と結語	.....	13
	参考文献	.....	15

専攻分野の名称	教育学
専攻の区分	教育学

氏名： 松本 肇

テーマ名：大学通信教育における「特修生」に関する教育法的・制度論的検討

キーワード科目：現代学校論、教育原論Ⅰ、変わる社会と大学

本稿は、筆者が昨年調査した、大学における個別の入学資格認定制度、とりわけ大学通信教育における「特修生」と呼ばれる正規の入学制度について記したものである。単なる制度紹介ではなく、学校教育法や同施行規則、文部事務次官通達、国家資格の関連法規と照らし合わせ、条文解釈に伴って生じた齟齬や素朴な疑問について私見をまとめたものである。

第1章「はじめに」では、筆者が今までに体験した大学通信教育と、様々な個性を持つ各大学について興味を持った経緯を述べた。

第2章『『個別の入学資格認定制度』と『特修生制度』の意義』では、今まであまり知られていなかった特修生制度とその成り立ち、そして根拠となっている法律・省令・通達などについて紹介した。

第3章『『特修生制度』を有する大学通信教育』では、わが国に存在する四年制の大学通信教育40校について、入試要項・当該大学のホームページ・電話による聞き取り調査といった方法で特修生に関する実態調査を行い、それらを表にまとめた。そして、一般的・平均的な特修生制度像と、例外的な特修生制度を紹介した。

第4章『『特修生』を経て大学通信教育を卒業した者の『大学入学資格性』』では、特修生を経て大学に入学（卒業）した者は、学校教育法第90条の大学入学資格、すなわち高等学校を卒業した者や高等学校卒業程度認定試験に合格した者と同等の資格保持者として認められるのか否かについて、可または不可とするいくつかの仮説を立てて比較・検討した。

第5章「私見と結語」では、わが国の学位制度の研究機関たる大学評価・学位授与機構が行う学位授与事業の手続き上の解釈として、特修生による大学入学は学校教育法第90条の大学入学資格には当たらないという結論に達した。しかしながら、それは「正規でありながら正規ではない」という制度のねじれ現象であることを指摘し、今後の制度改革が必要だとして、シンプルかつ一貫性のある教育制度の設計が必要であること述べ、結語とした。